

ご存じですか？

住まい探し・生活支援の味方“居住支援法人”

居住支援法人は、住宅セーフティネット法に基づく都道府県の指定を受けて、高齢者や単身世帯、障がいがある方などの民間賃貸住宅等への入居や、居住に係る支援を行う団体です

指定法人の数 …全国で**967**法人(R6.12時点)、鳥取県で**8**法人(R7.4時点)

活動の内容 …住宅探しの相談対応・同行、住宅情報の提供、契約手続きの同行・支援、居住中のトラブル対応、緊急連絡先の引き受け、見守り支援 など

 すべての支援業務を県全域で行う必要はなく、一部の地域や一部の業務に限定することが可能です

指定のメリット

- ①活動費に対する国の補助がある
- ②国、県のホームページに活動内容等が掲載される
- ③自治体や居住支援協議会、関係福祉団体等との連携が円滑化できる

県内の法人

労働者協同組合ワーカーズコープ(県内全域)

連絡先:0857-30-7471

業務範囲:緊急連絡先、近隣苦情対応、家賃滞納時の対応支援、残地物処分

社会福祉法人こうほうえん(米子市・境港市)

連絡先:0859-24-3111

業務範囲:緊急連絡先、近隣苦情対応、家賃滞納時の対応支援、見守り、残地物処分

社会福祉法人尚仁福祉会(日野郡)

連絡先:0859-72-3210

業務範囲:見守り、生活支援、住宅に関する相談対応・情報提供

居住支援法人スマイル(県西部地域)

連絡先:090-1189-1369

業務範囲:見守り、引っ越し支援、生活・就労支援、手続同行支援、住宅に関する相談対応

合同会社ふれあい(県中部地域)

連絡先:0858-24-5744

業務範囲:住宅に関する相談対応・情報提供・家財処分、調達及び引っ越し支援、見守り、生活支援等、緊急連絡先の引受

有限会社ファーストコンタクト(県東部・中部地域)

連絡先:090-4803-7004

業務範囲:緊急連絡先、住宅に関する相談対応・情報提供、家賃保証債務制度の紹介、家財処分調達及び引っ越し支援、見守り、生活支援

(株) エステートセンター(鳥取市・八頭町・岩美町)

連絡先:0857-25-5611

業務範囲:家賃保証債務制度の紹介、情報提供・相談対応、見守り、困りごとの相談・支援、トラブル対応支援、引っ越し支援、生活支援

特定非営利活動法人 山陰福祉の会(県西部地域)

連絡先:0859-30-2450

業務範囲:住宅に関する相談対応・情報提供、家賃保証債務制度の紹介、緊急連絡先、家財処分調達及び引っ越し支援、見守り、生活支援

..... 居住支援法人になるには?

居住支援法人の申請に関する窓口は県庁住宅政策課です。まずはご相談ください。

<申請に要する書類>

- 支援業務の実施に関する計画書
- 法人の定款、貸借対照表や財産目録
- 法人や職員の活動実績が確認できる書類など

<主な審査のポイント>

- 支援業務の具体的な内容や実施体制等が適切か
- 債務超過でないなど、法人の財務状況が健全か
- 居住支援に関する実績を概ね1年程度有しているか
- 実務経験を有する職員が支援業務に関与して活動する計画となっているか
- 法人の定款等において、支援業務を行うために必要な記載があるか
- 法人内で、支援業務以外の業務を行う組織と分離できているか



お問い合わせ先

鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 住宅政策課(企画担当)

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7408 ファクシミリ 0857-26-8113

E-mail jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

HP>

